

・金融政策決定会合における決定の内容

1．金融政策運営に関する決定事項等

(平成18年4月11日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す。

(別添)

2006年4月11日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す。

(18年4月28日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す。

(別添)

2006年4月28日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す。

(18年4月28日決定)

「経済・物価情勢の展望(2006年4月)」の基本的見解を決定する件

(案件)

標題の件に関し別紙のとおり決定すること。

(別紙)

2006年4月28日
日本銀行

経済・物価情勢の展望(2006年4月)

【基本的見解】¹

(経済・物価情勢の見通し)

わが国経済は、着実に回復を続けている。輸出や生産は増加を続けており、企業収益が高水準で推移するもとの、設備投資も引き続き増加している。雇用者所得も、雇用と賃金の改善を反映して、緩やかな増加を続けており、個人消費は増加基調にある。このように内外需がともに着実な増加を続ける中で、2005年度の経済は、昨年10月の「経済・物価情勢の展望」(展望レポート)で示した見通しに比べて、上振れて推移した見込みである。この結果、マクロ的な需給ギャップは、長く続いた供給超過状態が解消し、現在はゼロ近傍にあるとみられる²。

¹ 4月28日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

² 日本銀行では、昨年末のGDP統計の基準改定を機に、新たな方法に基づいて潜在G

2006年度から2007年度にかけてのわが国経済を展望すると、内需と外需、企業部門と家計部門のバランスがとれた形で息の長い拡大を続けると予想される。成長率の水準は、景気回復局面に入って既に4年以上経過する中で、今後景気は成熟段階に入っていくと考えられるため、2006年度は2%台半ば、2007年度は2%程度と、潜在成長率近傍の水準に向けて徐々に減速する可能性が高い。

こうした先行きの経済の姿は、以下のような前提やメカニズムに基づいている。第1に、海外経済の拡大が続くことを背景に、輸出は増加を続けると予想される。第2に、企業部門の好調が続くとみられる。企業収益は、2002年度から4年連続の増益となり、2006年度も売上高経常利益率はバブル期のピークを上回る水準を続けるとみられる。資源の稼働状況をみても、設備の稼働率は高まり、企業内の労働力不足も強まっている。こうしたもとで、3月短観によれば、2006年度の設備投資計画は、多くの業種でこの時期としては高めのスタートとなっており、今後上方修正が見込まれる。企業は、グローバルな競争環境も意識した上で、基本的には、慎重な姿勢を続けてきており、設備のストックを大幅に積み上げてはいないが、先行き2年間を展望すると、景気回復の長期化に伴い、資本ストック循環の観点からみて、いずれかの時点で設備投資の伸び率は低下していくと想定される。第3に、企業部門から家計部門への波及がより明確になるとみられる。企業部門の好調の影響は、雇用や賃金の増加に加え、配当の増加や株価の上昇を通じて、家計部門にも波及している。そうしたもとで、個人消費は、着実な増加を続けると予想される。住宅投資も、都心部など

D Pを推計した。潜在GDPの変化率は潜在成長率であり、その水準は、一頃の1%程度から、最近では1%台後半まで回復している。また、実際のGDPと潜在GDPの乖離(GDPギャップ)は、現在ゼロ近傍にあるとみられる。潜在成長率やGDPギャップの推計値は、経済構造の変化や技術革新のスピードなどによって時間とともに変化するほか、データの追加などによって事後的に変わる可能性があるため、幅をもってみる必要がある。

で地価が上昇に転じる中で、金利の底値感が台頭していることもあって、緩やかな増加基調を辿る可能性が高い。この結果、家計支出は、国内民間需要の主たる牽引役になっていくとともに、その堅調が企業部門にフィードバックして、前向きの循環メカニズムが維持されていくと考えられる。第4に、極めて緩和的な金融環境が引き続き民間需要を後押しするとみられる。金融機関の貸出態度は積極化しており、民間の資金需要の下げ止まりとも相まって、民間銀行貸出は前年比プラス幅を拡大している。実質短期金利も低下している。中小企業設備投資や住宅投資の増加には、そうした金融環境も影響していると考えられる。

こうした経済の見通しのもとで、物価を巡る環境も徐々に変化していくと考えられる。第1に、資源の稼働状況は高まっている。短観によると、企業の設備や雇用人員に関する判断は、過去十数年の中で最も不足方向に変化してきている。また、マクロ的な需給ギャップは、先述した通り、既にゼロ近傍にあり、今後は緩やかに需要超過方向に向かっていくとみられる。第2に、ユニット・レーバ・コスト（生産1単位当たりの人件費）は、生産性上昇に伴い低下を続けているものの、賃金が上昇に転じていることから、マイナス幅は縮小基調にある。労働需給の引き締めりは比較的幅広い分野でみられており、先行きは、景気の成熟化に伴って、生産性の上昇率も減速すると考えられることから、ユニット・レーバ・コストは下げ止まりから若干の上昇に転じていく可能性が高い。第3に、各種サーベイ調査に示されるように、企業や家計などの物価上昇率の見通しは、短期、中長期とも、徐々に上方修正されている。

物価指数に即してみると、2005年度の国内企業物価は、国際商品市況高や昨年後半の円安を背景に、前回の見通し対比上振れており、前年比上昇率は1990年初以来の水準となっている。先行きは、原油価格をはじめとす

る商品市況や為替相場にも左右されるが、2007年度にかけても上昇を続けるとみられる。

消費者物価（全国、除く生鮮食品）についてみると、概ね前回の見通しに沿って推移しており、昨年末にかけてプラスに転じた後、本年入り後はプラス幅を拡大している。近年、需給ギャップに対する消費者物価上昇率の感応度は低下している可能性があるが、後述するように、その背後で起きているメカニズムをどのように理解するかによって、先行きの物価上昇率の見通しは変わってくる。その意味で、先行きの物価上昇率については不確実性があるが、前年比のプラス幅は次第に拡大し、2006年度は0%台半ば、2007年度は1%弱の伸び率となると予想される³。

（上振れ・下振れ要因）

以上述べた見通しは、前述の前提やメカニズムに依拠した上で、最も蓋然性が高いと判断される見通しについて述べたものである。したがって、先行きの経済情勢については、以下のような上振れまたは下振れの要因があることに留意する必要がある。

第1に、海外経済の動向である。見通しにおいては、わが国の主要貿易相手国が潜在成長率近傍の成長を続けることを前提にしており、それらの展開次第では、わが国の輸出や生産は上振れ・下振れいずれの可能性もある。世界経済をみると、適切な金融政策運営などを通じて、全体として物価上昇圧力が抑制されるもとの、金融環境の安定が維持されていることが、経済の持続的な拡大を支える要因の一つとして寄与してきた。それだけに、こうした構図に変化が生じる場合には、国際的な資金フローや金融市場に

³ 今回の消費者物価の見通しは現行の2000年基準の指数をベースにしているが、同指数は2006年8月に2005年基準に改定され、同時に前年比計数が2006年1月分に遡って改訂される予定である。その際には、前年比上昇率が若干下方改訂される可能性が高い。

おける価格形成の変化を伴いながら、世界経済全体に悪影響が及ぶリスクがある。また、このところ地政学的リスクの高まりもあって高止まりを続けている原油価格をはじめとする国際商品市況の動向も、世界経済の先行きに影響を与える可能性がある。

米国については、経済全体としての需給バランスが引き締まりの方向にあり、既往の原油高等と相まってインフレ予想が高まる場合には、金融市場の反応等を介し、成長率が減速する可能性がある。また、これまで住宅価格の上昇が個人消費の基調を押し上げてきた面もあるだけに、住宅価格の調整が急激なものとなれば、成長率の減速につながる可能性がある。一方、中国では、力強い拡大が続いてきている。先行き高成長の反動が生じる惧れはあるものの、固定資産投資や個人消費の動向次第では、見通し期間中の成長率が上振れる可能性がある。

第2に、在庫調整の可能性である。景気回復局面は既に5年目を迎えているが、現状、在庫水準は抑制された水準にある。ただ、成長率が減速していくことを踏まえると、何らかのきっかけで見通し期間中に在庫調整局面入りすることは考えられる。例えば、IT関連財については、先行きも需要増加が続くとみられるが、わが国企業が得意とする高付加価値製品の分野を含めて、供給の増加ペースがかなり速いものとなっているだけに、需要動向次第では、この面からも在庫調整が生じる可能性もある。もっとも、その場合でも、わが国企業が全体としては過剰雇用・設備の調整を終えており、企業収益も高水準であることは、景気全体への影響を緩和する要因として働くと考えられる。

第3に、企業の投資行動の一段の積極化である。見通しにおいては、設備投資が徐々に減速することを想定している。これは景気が次第に成熟化していくことに着目した想定であるが、企業の投資行動がより積極化する

場合には、成長率が一時的に大きく上振れる反面、その後は資本ストックの過剰な積み上がりの反動が生じ、調整を余儀なくされる可能性もある。

企業の財務面をみると、自己資本比率が高まっている中で、資産収益率はバブル期並みの高水準となっており、実質金利も極めて低い水準にあることから、投資行動が積極化しやすい局面にある。また、最近における地価、株価等の資産価格の動きも民間需要を押し上げる方向に作用している。他方、金融市場において、経済の実態と整合的な価格形成が行われる場合には、景気の大きな振幅を抑える方向に作用すると考えられる。

次に、物価上昇率の先行きについても、上振れ・下振れ両方向の要因に留意する必要がある。第1に、需給ギャップのプラス転化（需要超過）の影響である。需給ギャップに対する消費者物価上昇率の感応度の低下傾向はわが国だけでなく、世界的にも観察されており、その背後には、規制緩和や情報通信技術の発達、経済のグローバル化の進展の影響などが考えられる。これらに加え、わが国の場合、これまでは資源稼働率に余裕のある中で、生産性上昇によるユニット・レーバ・コストの低下余地が大きかったことも寄与してきたと考えられる。もっとも、需給ギャップがゼロ近傍から徐々に需要超過に転化すると予想される中では、いずれかの時点で、予想インフレ率の切り上がりを伴いつつ、賃金・物価上昇率が上振れする可能性もある。第2に、原油をはじめとする商品市況の動向には上下両方向に不確実性が大きい。第3に、潜在成長率の上昇の影響である。潜在成長率の上昇は、供給面からは、物価の押し下げ要因となる一方、需要面からは、将来所得に対する見方の上振れを通じて物価の押し上げ要因となり得る。わが国の潜在成長率は、様々な構造調整を経て、足もと上昇方向にあると考えられるが、その変化をリアルタイムで認識することは難しいだけに、この面からも不確実性が存在する。

(金融政策運営)

日本銀行は、3月8～9日の政策委員会・金融政策決定会合において、量的緩和政策の解除を決定し、金融市場調節の操作目標を日本銀行当座預金残高から無担保コールレート（オーバーナイト物）に変更した上で、目標水準を概ねゼロ%とした。

新たな金融市場調節方針のもとで、日本銀行による短期の資金供給オペレーションが減少し、日本銀行当座預金残高は徐々に減少している。これまでのところ、短期金融市場は落ち着いた動きを続け、金融機関間の資金取引は少しずつ活発化しているが、引き続き、短期金融市場の状況を十分に点検しながら、所要準備額に向けて当座預金残高の削減を進めていく方針である。

日本銀行の金融政策の目的は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することである。この目的を達成するため、日本銀行は、適切な金融政策運営に努めている。先般公表した「新たな金融政策運営の枠組み」においては、「中長期的な物価安定の理解」を念頭に置いた上で、経済・物価情勢については2つの「柱」による点検を行い、これに基づいて先行きの金融政策運営の考え方を明らかにすることにした。

まず、先行き2年間の経済・物価情勢について最も蓋然性が高いと判断される見通しについて点検すると（第1の柱）、上述した通り、内需と外需のバランスがとれた景気拡大が続くとみられる。また、消費者物価（全国、除く生鮮食品）の前年比は、需給ギャップが緩やかに需要超過に転化し、ユニット・レバー・コストからの下押し圧力が減じていくもとで、2007年度にかけて前年比プラス幅が次第に拡大していくと予想される。このように、わが国経済は、物価安定のもとでの持続的な成長を実現していく可能性が高いと判断される。

この間、より長期的な視点を踏まえつつ、確率は高くなくても発生した場合に生じるコストも意識しながら、金融政策運営という観点から重視すべきリスクを点検すると（第2の柱）、企業の収益率が改善し、物価情勢も一頃に比べ好転している状況下、金融政策面からの刺激効果は一段と強まる可能性がある。その場合には、現在、需給ギャップの水準がゼロ近傍にあることから、中長期的にみると、経済活動の振幅が大きくなり、ひいては物価上昇率も大きく変動するリスクは意識する必要がある。一方、経済活動や物価上昇率が下振れした場合でも、金融システムの安定が回復し、設備、雇用、債務の過剰が解消されてきていることから、物価下落と景気悪化の悪循環が発生するリスクは小さくなっていると考えられる。

先行きの金融政策の運営方針については、上述の2つの「柱」に基づく点検の結果、現時点では、無担保コールレートを概ねゼロ%とする期間の後も、極めて低い金利水準による緩和的な金融環境が当面維持される可能性が高いと判断している。そうしたプロセスを経ながら、経済・物価情勢の変化に応じて、徐々に金利水準の調整を行うことになると考えられる。

以 上

(参 考)

2005 年度の政策委員の大勢見通し⁴と実績見込み

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
10月時点の見通し	+2.2~+2.5 <+2.2>	+1.6~+1.8 <+1.7>	0.0~+0.1 <+0.1>
実績	+3.2	+2.1	+0.1

2006~2007 年度の政策委員の大勢見通し^{4,5}

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2006 年度	+2.1~+3.0 <+2.4>	+1.4~+1.8 <+1.5>	+0.6~+0.6 <+0.6>
10月時点の見通し	+1.6~+2.2 <+1.8>	+0.5~+0.8 <+0.6>	+0.4~+0.6 <+0.5>
2007 年度	+1.8~+2.4 <+2.0>	+0.8~+1.1 <+1.0>	+0.7~+0.9 <+0.8>

(注1) 2005 年度の実質 GDP の「実績」については、1~3 月期の計数を前期比横這いと仮定して計算した推定値。

(注2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。なお、10 月時点の見通しでは、政策委員の見通しを作成するに当たって、先行きの金融政策運営について、不変を前提としていた。

⁴ 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

⁵ 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

対前年度比、%。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2006 年度	+2.1~+3.0	+1.3~+1.8	+0.5~+0.7
10月時点の見通し	+1.3~+2.4	+0.4~+1.0	+0.4~+0.6
2007 年度	+1.6~+2.5	+0.7~+1.3	+0.7~+1.0

(18年5月19日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す。

(別添)

2006年5月19日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す。

(18年6月15日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す。

(別添)

2006年6月15日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、概ねゼロ%で推移するよう促す。

(18 年 6 月 15 日承認)

2006 年 7 月から 12 月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案 件)

2006 年 7 月から 12 月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別 添)

2006 年 6 月 15 日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程 (2006 年 7 月 ~ 12 月)

	会合開催	金融経済月報 (基本的見解) 公表 (議事要旨公表)
2006 年 7 月	7 月 13 日<木>・14 日<金>	7 月 14 日<金> (8 月 16 日<水>)
8 月	8 月 10 日<木>・11 日<金>	8 月 11 日<金> (9 月 13 日<水>)
9 月	9 月 7 日<木>・8 日<金>	9 月 8 日<金> (10 月 18 日<水>)
10 月	10 月 12 日<木>・13 日<金> 10 月 31 日<火>	10 月 13 日<金> (11 月 21 日<火>) (12 月 22 日<金>)
11 月	11 月 15 日<水>・16 日<木>	11 月 16 日<木> (12 月 22 日<金>)
12 月	12 月 18 日<月>・19 日<火>	12 月 19 日<火> 未 定

(注 1) 金融経済月報の「基本的見解」は原則として 15 時に公表 (ただし、決定会合の終了時間などによっては変更する場合がある)。

(注 2) 金融経済月報の全文は「基本的見解」公表の翌営業日 (14 時) に公表 (英訳については 2 営業日後の 16 時 30 分に公表)。

(注 3) 「経済・物価情勢の展望 (2006 年 10 月) 」の「基本的見解」は、10 月 31 日<火> 15 時 (背景説明を含む全文は 11 月 1 日<水>14 時) に公表の予定。

(18年7月14日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、下記のとおりとし、公表後直ちに実施すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.25%前後で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(18年7月14日決定)

基準割引率および基準貸付利率の変更に関する件

(案件)

1. 日本銀行法第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率(以下「基準割引率」という。)および同項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率(以下「基準貸付利率」という。)を、下記のとおりとし、公表後直ちに実施すること。

記

基準割引率および基準貸付利率 年0.4%

2. 対外公表文は別途決定すること。

(18年7月14日決定)

「金融市場調節方針の変更について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2006年7月14日
日本銀行

金融市場調節方針の変更について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすること(公表後直ちに実施)を決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.25%前後で推移するよう促す。

2. 補完貸付については、その適用金利である「基準貸付利率」^(注)を0.4%とすること(公表後直ちに実施)を決定するとともに(賛成6反対3)、利用日数に関して上限を設けない臨時措置を当面継続することとした。なお、長期国債の買入れについては、先行きの日本銀行の資産・負債の状況などを踏まえつつ、当面は、これまでと同じ金額、頻度で実施していく方針である。

3. わが国景気は、本年4月末に公表した『経済・物価情勢の展望』(展望レポート)で示した見通しに概ね沿って、内需と外需、企業部門と家計部門のバランスが取れた形で緩やかに拡大しており、先行きも、息の長い拡大を続けるものと見込まれる。消費者物価の前年比上昇率はプラス基調を続けていくと予想される。

4. 日本銀行は、これまで長期にわたりゼロ金利を維持してきたが、経済・物価情勢が着実に改善していることから、金融政策面からの刺激効果は次第に強まって

^(注)日本銀行法第15条第1項第2号に規定する「基準となるべき貸付利率」。なお、同第1号の「基準となるべき割引率」も0.4%とする(手形割引の取り扱いは今現在停止中)。

きている。このような状況のもとで、これまでの政策金利水準を維持し続けると、結果として、将来、経済・物価が大きく変動する可能性がある。日本銀行としては、新たな金融政策運営の枠組みにおける2つの「柱」による点検を踏まえた上で、経済・物価が今後とも望ましい経路を辿っていくためには、この際金利水準の調整を行うことが適当と判断した。この措置は、中長期的に、物価安定を確保し持続的な成長を実現していくことに貢献するものと考えている。

5. 先行きの金融政策については、今後とも経済・物価情勢を丹念に点検しながら運営していく。経済・物価情勢が展望レポートに沿って展開していくと見込まれるのであれば、政策金利水準の調整については、経済・物価情勢の変化に応じて徐々に行うことになる。この場合、極めて低い金利水準による緩和的な金融環境が当面維持される可能性が高いと判断している。

(18年8月11日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.25%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2006年8月11日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.25%前後で推移
するよう促す。

(18年9月8日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.25%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2006年9月8日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.25%前後で推移
するよう促す。

(18 年 9 月 8 日承認)

2006 年 10 月から 2007 年 3 月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案 件)

2006 年 10 月から 2007 年 3 月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別 添)

2006 年 9 月 8 日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程 (2006 年 10 月 ~ 2007 年 3 月)

	会合開催	金融経済月報 (基本的見解) 公表 (議事要旨公表)
2006 年 10 月	10 月 12 日<木>・13 日<金> 10 月 31 日<火>	10 月 13 日<金> (11 月 21 日<火>) (12 月 22 日<金>)
11 月	11 月 15 日<水>・16 日<木>	11 月 16 日<木> (12 月 22 日<金>)
12 月	12 月 18 日<月>・19 日<火>	12 月 19 日<火> (1 月 23 日<火>)
2007 年 1 月	1 月 17 日<水>・18 日<木>	1 月 18 日<木> (2 月 26 日<月>)
2 月	2 月 20 日<火>・21 日<水>	2 月 21 日<水> (3 月 26 日<月>)
3 月	3 月 19 日<月>・20 日<火>	3 月 20 日<火> 未 定

(注 1) 金融経済月報の「基本的見解」は原則として 15 時に公表 (ただし、決定会合の終了時間などによっては変更する場合がある)。

(注 2) 金融経済月報の全文は「基本的見解」公表の翌営業日 (14 時) に公表 (英訳については 2 営業日後の 16 時 30 分に公表)。

(注 3) 「経済・物価情勢の展望 (2006 年 10 月) 」の「基本的見解」は、10 月 31 日<火> 15 時 (背景説明を含む全文は 11 月 1 日<水>14 時) に公表の予定。

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(平成18年4月11日決定)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の制定等に関する件

(案件)

金融調節の一層の円滑化を図る観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」を別紙1.のとおり制定すること。
2. 「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙2.のとおり制定すること。
3. 「補完貸付制度基本要領」(平成13年2月28日付政委第22号別紙1.)を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 次の政策委員会決定を「共通担保資金供給オペレーション基本要領」附則に定める日をもって廃止すること。ただし、当該日よりも前に当該政策委員会決定に基づき実施した手形買入の取扱いは、なお従前の例によること。
 - (1) 「手形買入基本要領」(平成12年4月27日付政委第62号別紙2.)
 - (2) 「手形買入における買入対象先選定基本要領」(平成12年4月27日付政委第62号別紙4.)
5. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3.)を別紙4.のとおり一部変更すること。
6. 「日本銀行組織規程」(平成10年3月24日付政第29号別紙5.)を別紙5.の

とおり一部変更すること。

7. 「本行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準等の件」(平成10年6月23日付政第123号)(以下「選定基準等」という。)を別紙6のとおり一部改正すること。

8. 2. により制定した「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」に基づく第1回目の貸付対象先選定(以下「初回選定」という。)は、平成18年9月末までに実施することとし、それまでの間は次のとおり取扱うこと。

(1) 「手形買入における買入対象先選定基本要領」に基づき現に選定されている買入対象先のうち、共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先となることを希望し、かつ、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」4.(1)に掲げる事項の遵守を約した者を、次に掲げる各号に応じて取扱うこと。

イ、手形買入(本店買入)および手形買入(全店買入)における買入対象先

「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.(1)に定める共通担保資金供給オペ(本店貸付)および共通担保資金供給オペ(全店貸付)における貸付対象先とする

ロ、手形買入(全店買入)のみの買入対象先

「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.(1)に定める共通担保資金供給オペ(全店貸付)における貸付対象先とする

(2) (1)により貸付対象先とする先については、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」4.(2)および(3)の規定を準用すること。

9. 初回選定において「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.(3)へ、または(4)ホ、に掲げる場合に該当するときは、共通担保資金供給オペ(本店貸付)または共通担保資金供給オペ(全店貸付)にお

ける落札実績として、それぞれ手形買入（本店買入）または手形買入（全店買入）における落札実績を勘案し得る扱いとすること。

- 10.7 .の改正実施前の選定基準等に基づいて選定した電子貸付取引の相手方は、改正実施後の選定基準等に基づいて選定した相対型電子貸付取引の相手方とみなすこと。

別紙 1 .

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、共通担保資金供給オペレーション（適格担保を根担保として、貸付利率を入札に付して行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3 . 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）証券会社（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社をいう。）証券金融会社（同項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4 . 貸付方式

電子貸付とする。

5．貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する1年以内の期間とする。

6．貸付利率および利息の徴収

- (1) 貸付利率は、これを入札に付してコンベンショナル方式により決定する。
- (2) 利息の徴収は、(1)の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

7．貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

8．担保

- (1) 貸付対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものとする。
- (2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、平成18年7月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙2．

「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」

1．趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別

紙 1 .) に規定する貸付対象先 (以下「貸付対象先」という。) の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 貸付対象先の選定基準等

(1) 貸付対象先の選定に当っては、共通担保資金供給オペ (本店貸付) (本行本店のみを貸付店とする共通担保資金供給オペレーションをいう。以下同じ。) および共通担保資金供給オペ (全店貸付) (本行本支店を貸付店とする共通担保資金供給オペレーションをいう。以下同じ。) の別に、貸付対象先となることを希望する先を公募するものとする。

(2) 貸付対象先については、(1)の公募に応じた者 (以下「応募先」という。) の中から、共通担保資金供給オペ (本店貸付) については(3)に掲げる要件を満たす先を、共通担保資金供給オペ (全店貸付) については(4)に掲げる要件を満たす先をそれぞれ選定する。

(3) 共通担保資金供給オペ (本店貸付)

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、本行本店との当座預金取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

ニ、適格担保の差入実績が、共通担保資金供給オペ (本店貸付) への積極的な応札を確保するため本行が必要と認める金額以上であること

ホ、共通担保資金供給オペ (全店貸付) の貸付対象先であること

ヘ、イ、からホ、までに掲げる要件を満たした応募先の数、本行が共通担保資金供給オペ (本店貸付) の円滑な実施のために適当と認める貸付対象先の上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して貸付対象先を選定する。

(イ) 共通担保資金供給オペ (本店貸付) における落札実績

(ロ) 共通担保資金供給オペ (全店貸付) における落札実績

(ハ) 適格担保の差入実績

(4) 共通担保資金供給オペ (全店貸付)

イ、応募先が貸付けを受けることを希望する本行本支店 (1 か店のみとする。以下「貸付希望店」という。) の当座預金取引先であること

ロ、貸付希望店との当座預金取引について日本銀行金融ネットワークシス

テムを利用していること

八、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

二、新たに貸付対象先となることを希望する先については、適格担保の差入実績が、共通担保資金供給オペ（全店貸付）への積極的な応札を確保するため本行が必要と認める金額以上であること

ホ、イ、から二、までに掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が共通担保資金供給オペ（全店貸付）の円滑な実施のために適当と認める本行本支店毎の貸付対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して本行本支店毎に貸付対象先を選定する。

（イ）共通担保資金供給オペ（全店貸付）における落札実績

（ロ）適格担保の差入実績

3．貸付対象先の選定頻度

(1) 貸付対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) 共通担保資金供給オペ（全店貸付）については、(1)に加えて、貸付対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

4．貸付対象先の遵守事項等

(1) 貸付対象先の公募に際しては、次に掲げる貸付対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、共通担保資金供給オペレーションに積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 貸付対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2．に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、貸付対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

（附則）

この基本要領は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」附則に定める日から実施する。

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

2 . (1)口、を横線のとおり改める。

口、本行本支店の相対型電子貸付取引先であること

5 . を横線のとおり改める。

5 . 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率は基準貸付利率とする。ただし、1 積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和 32 年法律第 135 号）第 7 条第 3 項に規定する 1 月間をいう。以下同じ。）において、この貸付けを実行した営業日数が累計で(2)に定める上限日数を超える貸付先に対しては、当該積み期間において上限日数を超えた日以降に実行する貸付けについて、基準貸付利率に年 2.0%を上乗せした利率を適用する。

(2) 略（不変）

(3) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、割引の方法により行う。

（附則）

この一部改正は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 1 . ）附則に定める日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第九条を横線のとおり改める。

(有価証券を担保とする貸付け)

第九条 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け(次条及び第九条の三に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を行う。

一 }
二 } 略(不変)

三 貸付期間

貸付期間(貸付けの日の翌日から起算して返済期日までの期間をいう。以下第九条の三において同じ。)は、三ヶ月以内とする。ただし、当銀行が特に必要と認める場合には、三ヶ月を超えることができる。

四 略(不変)

第九条の二を横線のとおり改める。

(有価証券を担保とする貸越し)

第九条の二 略(不変)

一 相手方

貸越しの相手方は、金融機関、証券会社、証券金融会社、短資業者そ

の他の者であって、当銀行と当座預金取引（第十八条に規定する当座預金取引をいう。以下次条及び次節において同じ。）を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 }
三 } 略（不変）
四 }

第九条の二の次に次の一条を加える。

（有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け）

第九条の三 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付けを行う。

一 相手方

貸付けの相手方は、金融機関、証券会社、証券金融会社又は短資業者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 担保の種類

貸付けを行うに当たっては、担保として、第九条第二号に掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

三 貸付期間

貸付期間は、一年以内とする。

四 貸付利率

貸付利率は、金融市場の情勢を勘案して定める。

五 利息の徴収

貸付けを行う場合は、前号の規定により定める貸付利率によって、貸付けの日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法によって、利息を徴収する。

第十条を削除する。

第四十九条を横線のとおり改める。

(証書貸付債権を担保とする貸付け)

第四十九条 当銀行は、前条に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、証書貸付債権を担保とする貸付け(次条及び第四十九条の三に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を行う。

一 }
二 } 略(不変)

第四十九条の三を第四十九条の四とするとともに、第四十九条の二の次に次の一条を加える。

(証書貸付債権を担保とする公開市場操作としての貸付け)

第四十九条の三 当銀行は、第四十八条に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、証書貸付債権を担保とする公開市場操作としての貸付けを行う。

一 相手方等

貸付けの相手方、貸付期間、貸付利率及び利息の徴収については、第九条の三第一号、第三号、第四号及び第五号の規定を準用する。

二 担保の種類

貸付けを行うに当たっては、担保として、証書貸付債権のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

(附則)

- 1 この業務方法書の一部変更は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の制定等に関する件」(平成18年4月11日付政委第31号)別紙1.の「共通担保資金供給オペレーション基本要領」を実施する日から実施する。
- 2 この変更前の第十条の規定に基づき実施した手形の買入れの取扱いは、なお従前の例による。

別紙5.

「日本銀行組織規程」中一部変更

第16条を横線のとおり改める。

(金融機構局の事務)

第16条 金融機構局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 信用秩序の維持に資することを目的とする施策に関する基本的事項の企画及び立案(他の所掌に属するものを除く。)
- 二 考査その他金融機関等の業務及び財産の状況の調査並びにその結果に基づく助言等
- 三 当座預金取引先及び貸出取引先の選定(公開市場操作として行う貸付けに係るものを除く。)
- 四 買入れ株式に係る信託の受託者の選定
- 五 手形の割引及び資金の貸付けの実施に係る具体的事項の決定及びこれに関連する事項に関する事務(公開市場操作として行う貸付けに係るものを除く。)
- 六 金融団体との連絡(他の所掌に属するものを除く。)

(附則)

この変更は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の制定等に関する件」(平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号)別紙 1 . の「共通担保資金供給オペレーション基本要領」を実施する日から実施する。

別紙 6 .

「本行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する
選定基準等の件」中一部改正

案件 5 . を横線のとおり改める。

- 5 . 本行の相対型電子貸付取引(電子貸付(手形または証書を用いることなく日本銀行金融ネットワークシステムにより行う当座貸越以外の資金の貸付けをいう。))のうち、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 1 .)に基づく貸付け以外の貸付けにかかる取引をいう。以下同じ。)の相手方は、本行の当座貸越取引および手形貸付取引の相手方である金融機関等のうち、相対型電子貸付取引を開始したい旨申出た者で、本行が当該申出に応じることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

案件 6 . および 7 . 中、「電子貸付取引」とあるのは、「相対型電子貸付取引」に改める。

別紙中、5 . を横線のとおり改める。

- 5 . 日本銀行の相対型電子貸付取引(電子貸付(手形または証書を用いることなく日本銀行金融ネットワークシステムにより行う当座貸越以外の資金の貸付けをいう。))のうち、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 1 .)に基づく貸付け以外

の貸付けにかかる取引をいう。以下同じ。)の相手方は、日本銀行の当座貸越取引および手形貸付取引の相手方である金融機関等のうち、相対型電子貸付取引を開始したい旨申出た者で、日本銀行が当該申出に応じることが適当でない認められる特段の事情がないものとする。

(附則)

この一部改正は、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」附則に定める日から実施する。

3．経済及び金融の情勢に関する基本的見解

(平成18年4月)

わが国の景気は、着実に回復を続けている。

輸出や生産は増加を続けている。企業収益が高水準で推移し、良好な業況感も維持される中、設備投資は引き続き増加している。雇用者所得も、雇用と賃金の改善を反映して、緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費も増加基調にある。住宅投資も、強含みの動きとなっている。この間、公共投資は減少傾向にある。

先行きについても、景気は着実に回復を続けていくとみられる。

すなわち、各種の過剰は解消されてきており、企業の雇用不足感が強まるなど、経済活動の水準は高まっている。そのうえで、今後も、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、上昇を続けている。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、プラス基調で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、当面は国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比は、需給環境の緩やかな改善が続く中、若干の振れを伴いつつも、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行の貸出姿勢は緩和してきている。また、民間の資金需要は下げ止まりつつある。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加幅が拡大しており、CP・社債の発行残高も前年を上回る水準で推移している。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比1%台の伸びで推移している。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は日本銀行の金融市場調節方針のもとで概ねゼロ%で推移している。ターム物金利は、前月と比べ、長めの金利を中心に上昇している。為替・資本市場では、長期金利および株価は前月と比べ上昇しているが、円の対ドル相場は前月と概ね同じ水準となっている。

(18年5月)

わが国の景気は、着実に回復を続けている。

輸出や生産は増加を続けている。企業収益が高水準で推移するもとで、設備投資は引き続き増加している。雇用者所得も、雇用と賃金の改善を反映して、緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費も増加基調にある。住宅投資も、強含みの動きとなっている。この間、公共投資は減少傾向にある。

先行きについては、景気は緩やかに拡大していくとみられる。

すなわち、マクロ的な需給ギャップは、長く続いた供給超過状態が解消し、現在はゼロ近傍にあるとみられる。そのうえで、今後も、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、上昇を続けている。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、プラス基調で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、当面は国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比は、マクロ的な需給ギャップが、今後は緩やかに需要超過方向に向かっていくとみられる中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は下げ止まっている。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加幅が拡大しており、CP・社債の発行残高も前年を上回る水準で推移している。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比1%台の伸びで推移している。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は日本銀行の金融市場調節方針のもとで概ねゼロ%で推移している。ターム物金利は、前月と比べ上昇している。為替・資本市場では、前月と比べ、円の対ドル相場は上昇しており、株価は下落している。この間、長期金利は前月と概ね同じ水準となっている。

(18年6月)

わが国の景気は、着実に回復を続けている。

輸出や生産は増加を続けている。企業収益が高水準で推移するもとで、設備投資は引き続き増加している。雇用者所得も、雇用と賃金の改善を反映して、緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費も増加基調にある。住宅投資も緩やかに増加している。この間、公共投資は減少傾向にある。

先行きについては、景気は緩やかに拡大していくとみられる。

すなわち、マクロ的な需給ギャップは、長く続いた供給超過状態が解消し、現在はゼロ近傍にあるとみられる。そのうえで、今後も、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、上昇を続けている。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、プラス基調で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、当面は国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比は、マクロ的な需給ギャップが、今後は緩やかに需要超過方向に向かっていくとみられる中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は下げ止まっている。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加幅が拡大しており、CP・社債の発行残高も前年を上回る水準で推移している。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比1%台の伸びで推移している。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は日本銀行の金融市場調節方針のもとで概ねゼロ%で推移している。ターム物金利は、前月と比べ上昇している。為替・資本市場では、前月と比べ、円の対ドル相場および株価は下落し、長期金利も低下している。

(18年7月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は減少傾向にあるが、輸出は増加を続けている。また、企業収益が高水準を続け、業況感も良好な水準で推移する中、設備投資は引き続き増加している。雇用者所得も緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費は増加基調にある。住宅投資も緩やかに増加している。このように、内外需要の増加が続く中で、生産も増加を続けている。この間、マクロ的な需給ギャップは、長く続いた供給超過状態が解消し、現在は需要超過状態に入ってきているとみられる。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、上昇を続けている。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、プラス基調で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、当面は国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比も、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は増加に転じている。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加幅が拡大している。CP・社債の発行残高は前年並みの水準となっている。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比1%台の伸びで推移している。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は日本銀行の金融市場調節方針のもとで概ねゼロ%で推移している。ターム物金利は、前月と比べ上昇している。為替・資本市場では、長期金利および株価は前月と比べ上昇しているが、円の対ドル相場は前月と概ね同じ水準となっている。

わが国の景気は、4月の「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）で示した「経済・物価情勢の見通し」に概ね沿って推移すると予想される。物価面では、国内企業物価は、原油価格をはじめとする国際商品市況高を背景に、2006年度は、「見通し」に比べて上振れるものと見込まれる。2007年度の上昇率は、「見通し」

に概ね沿ったものとなると予想される。この間、消費者物価は、「見通し」に概ね沿って推移すると予想される。

(18年8月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は減少傾向にあるが、輸出は増加を続けている。また、企業収益が高水準で推移する中、設備投資は引き続き増加している。雇用者所得も緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費は増加基調にある。住宅投資も緩やかに増加している。このように、内外需要の増加が続く中で、生産も増加を続けている。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、上昇を続けている。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、プラス基調で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、当面は国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比も、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は増加に転じている。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加幅が拡大している。CP・社債の発行残高は前年並みの水準となっている。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライの前年比は0%台となっている。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は0.25%前後で推移し、ターム物金利は、前月と概ね同じ水準となっている。為替・資本市場では、株価は前月と比べ上昇しているが、円の対ドル相場および長期金利は前月と概ね同じ水準となっている。

(18年9月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は減少傾向にあるが、輸出は増加を続けている。また、企業収益が高水準で推移する中、設備投資は引き続き増加している。雇用者所得も緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費は増加基調にある。住宅投資も、振れを伴いつつ緩やかに増加している。このように、内外需要の増加が続く中で、生産も増加を続けている。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、上昇を続けている。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、プラス基調で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、当面は国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比も、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は増加に転じている。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加している。CP・社債の発行残高は前年並みの水準となっている。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライの前年比は0%台となっている。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は0.25%前後で推移し、ターム物金利は、前月と概ね同じ水準となっている。為替・資本市場では、長期金利は前月と比べ低下しているが、円の対ドル相場および株価は前月と概ね同じ水準となっている。